

自己資本の構成に関する開示事項【埼玉りそな銀行・単体】

(単位:億円、%)

項目	2020年12月末	2020年9月末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	3,634	3,585
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,700	1,700
うち、利益剰余金の額	1,999	1,885
うち、自己株式の額(△)	-	-
うち、社外流出予定額(△)	64	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	245	245
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,880	3,831
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去。)の額の合計額	18	18
うち、のれんに係るもの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	18
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去。)の額	-	-
適格引当金不足額	33	41
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	73	76
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少數出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (口)	125	137
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	3,755	3,693
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,556	20,318
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	128	129
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	1,980	1,980
信用リスク・アセット調整額	2,664	2,764
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	25,329	25,192
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	14.82%	14.66%